

千葉県職員倫理条例 千葉県職員倫理規則 教本

令和7年2月
総務部総務課



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

目 次

(1) 条例制定の背景・目的	1
(2) 条例・規則の概要	2
(3) 「事業者等」「利害関係者」の概念	3
(4) 利害関係者	5
(5) 利害関係者との間における禁止行為（全体像）	7
(6) 利害関係者との間における禁止行為（具体例・注意事項）	8
(7) その他のルール（注意すべき点）	11
(8) 報告制度（贈与等報告書）	12
(9) 懲戒処分基準・相談	13
(10) 資料（条例）	14
(11) 資料（規則）	17

制定の背景

千葉県では、平成21年度に「千葉県コンプライアンス基本指針」を策定し、職務執行に当たって意識すべき事項を職員に示し、研修や監察を通じて、周知を図ってきました。

しかし、平成29年に官製談合防止法違反事件が発生したことを受けて、これまでの取組を根本から見直す必要が生じました。

そこで、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員が遵守すべき事項をより明確にした千葉県職員倫理条例・千葉県職員倫理規則を制定し、併せて、違反した場合の処分基準を定めることとしました。

条例の目的

職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的としています。

条例には、次の職員倫理原則を定めますので、自らの行為が職員倫理原則に反するものではないか、常に意識して行動してください。

- ① 県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- ② 職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- ③ 法律や条例で与えられた権限の行使に当たり、県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

条例の対象

次の職員が対象となります。

- ①地方公務員法に規定する一般職に属する職員（※）
- ②教育長及び公営企業の管理者

（※）派遣職員や出向者も、県職員としての身分を有している場合は、対象となります。

条例・規則の主なポイント

①禁止行為を明らかにすることと、②報告制度を設けることにより、職員の職務に係る倫理の保持を図ります。

禁止行為を行ったり、必要な報告をしなかったり、虚偽の報告をする行為は、**懲戒処分の対象**となります。

①禁止行為

相手方が職員にとって「**利害関係者**」に**当たるかどうか**によって、禁止される行為は異なります。

（過去に従事していた職務での利害関係者も、異動後3年間は原則として利害関係者とみなされます。）

1 **「利害関係者」**の場合（規則第6条）

金銭の贈与や貸付を受ける行為、無償でサービスの提供を受ける行為、供応接待を受ける行為、共に旅行やゴルフをする行為などが禁止されます。

2 **「利害関係者」以外**の事業者等の場合（規則第8条）

社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や利益供与を受ける行為などが禁止されます。

②報告制度

利害関係者・事業者等との関係が適正であるか、職務上得た情報により不当な利益を得ていないかを確認するために、次の報告制度を設けます。

1 **贈与等報告（管理職員等が対象）**（条例第6条）

禁止行為でない場合であっても、事業者等から5千円を超える贈与等を受けたときは任命権者に報告をする必要があります。

※株取引等報告・所得等報告（部長級の職員が対象）（条例第7条・8条）

前年に行った株取引等や前年分の所得等を報告する必要があります。

2 **飲食の届出（全職員が対象）**（規則第10条）

職員が自己の費用を負担して利害関係者と飲食する場合には、金額にかかわらず、倫理監督者に事前の届出が必要となります。

「事業者等」「利害関係者」の概念

事業者等

法人その他の団体、事業を行う個人

※国や地方公共団体も事業者等に該当します。

※事業者等の利益のために県職員と接触している役員、従業員等も含みます。

利害関係者

職員が職務として携わる特定の事務の相手方となる事業者等又は個人

私的関係のある利害関係者

親族関係者など職員となる前からの関係がある者など

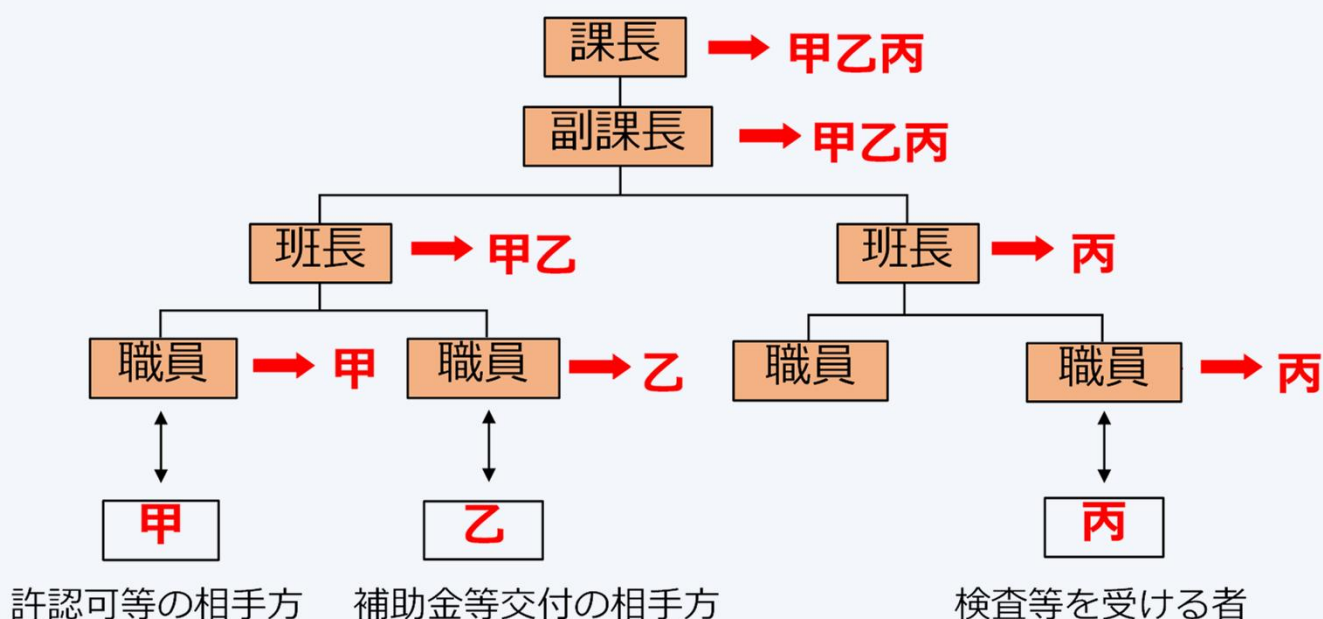
- ① 許認可等の相手方
- ② 補助金等の交付の対象者
- ③ 検査等を受ける者
- ④ 不利益処分の名宛人
- ⑤ 行政指導を受けている者
- ⑥ 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等
- ⑦ 契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）
- ⑧ 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要な資格を有する事業者等（「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」「物品等入札参加業者適格者名簿」の登載業者）



過去に従事していた職務における利害関係者も
異動後3年間は、原則として利害関係者とみなされます。

利害関係者の範囲

それぞれの職員にとって、➡で示した者が利害関係者となります



横断的な理解

規制の「対象となる行為」と「対象となる相手方」との関係については、次の表のとおりです。

○：許容、×：禁止

	事業者等（※）		利害関係者		私的関係
① 金銭、物品等の贈与を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	宣伝用物品等を受領することは、○	○
② 金銭の貸付けを受けること	○		×		○
③ 無償で物品等の貸付けを受けること	○		×	職務で訪問した際に、利害関係者から提供される物品を利用することは、○	○
④ 無償でサービスの提供を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	職務で訪問した際に、利害関係者から提供される自動車を利用することは、○	○
⑤ 未公開株式を受けること	○	5千円超は贈与報告 株取引等の報告	×		○
⑥ 供応接待を受けること	○	5千円超は贈与報告	×	立食パーティで飲食物の提供を受けたり、会議で茶菓や簡素な飲食物の提供を受けることは、○	○
⑦ 遊技、ゴルフ、旅行をすること	○		×		○
⑧ 第三者に対し上記の行為をさせること	○		×		×

※利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待等を受けてはいけません。

「賀詞交歓会」「褒章の受賞祝賀会」などのような「儀礼性の高い会合」については、多数の者が出席し、県職員以外の者も招かれているものなどは、透明性・公開性（※）があり、かつ、県職員と他の招待客の費用負担が同じ扱いであれば、利害関係者が招待客の費用を負担して主催するものであっても、「供応接待」に当たりません。

※透明性・公開性が認められるためには、次の要件のいずれも満たす必要があります。

- 多数（50名程度以上）の者が招待されている
- 県職員以外にも、議員、国や市町村の職員、他の業界団体等の役職員、報道関係者など、多様な者が招待されている

① 許認可等の相手方

- 許認可等を受けて事業を行っている事業者等
- 許認可等を申請している・申請しようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人

(※) 「明らかな」とは、許認可等の申請書の記入要領について相談に来た場合などを指します。

(※) 「特定個人」とは、事業を行っていない個人を指します。

② 補助金等の交付の対象者

- 補助金等の交付を受けて交付対象である事務・事業を行っている事業者等又は特定個人
- 補助金等の交付を申請している・申請しようとしていることが明らかな事業者等又は特定個人

(※) 間接補助金等の場合、間接補助金等の交付を受ける者のうち、第1段階までの者が利害関係者となります。例えば、「県→市→A団体→B」という間接補助金等の場合、A団体までが利害関係者となります。

③ 検査等を受ける者

- 検査等（立入検査、監査等）を受ける事業者等又は特定個人

(※) 現に立入検査等を受けている者はもちろん、年度の実施計画等により検査を行うことが明らかとなっている者や、法令の規定により立入検査をし得る状態にある者も利害関係者となります。

④ 不利益処分の名宛人

- 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

⑤ 行政指導を受けている者

- 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(※) 行政指導を受けている者を利害関係者とする理由は、行政指導を受ける側が、当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために、職員に不当に接触してくることも想定されるためです。

⑥ 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方となる事業者等

- 当該事業を行っている事業者等

(※) 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方は、前記①～⑤のいずれにも該当しない場合でも、職員との接触態様によっては県民の疑惑や不信を招くこととなるおそれのある営利事業者を指し、知事が別に定めます。

⑦ 契約の相手方（申込をしようとする者を含む。）

- 契約を締結している事業者等

(※) 特定個人は対象外です。したがって、特定個人（事業を行っていない個人）と契約した場合でも、当該特定個人は利害関係者となりません。

⑧ 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するための資格を有する事業者等

- 「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」「物品等入札参加業者適格者名簿」に登録されている事業者等

利害関係者との間における禁止行為（全体像）

利害関係者との間における禁止行為

利害関係者との間において、次に掲げる行為を行うことは禁止されます。

- ① 金銭、物品等の贈与を受けること
- ② 金銭の貸付を受けること
- ③ 無償で物品等の貸付を受けること
- ④ 無償でサービスの提供を受けること
- ⑤ 未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 供応接待を受けること
- ⑦ 共に遊技、ゴルフ、旅行をすること
- ⑧ 利害関係者に要求して第三者に対して上記行為をさせること

私的関係について

例外として、私的関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある利害関係者との間では、県民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、上記①～⑦の行為を行えます。

- 職務に関係なく知り合った者との間には、私的関係が認められます。
 - ・親族関係者や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者
 - ・PTAや私的なサークルで知り合った者など職員となった後に職務によらず知り合った者
 - 職員となった後に職務の関係で知り合った者との間には、一般的に、私的関係は認められません。
 - ・県職員退職者（昔の上司、同僚など）、仕事で知り合った者など
- ※仲人を頼んだ職場の元上司が利害関係先に就職している場合には、私的関係が認められる場合もあります。

利害関係者以外の事業者等との間における禁止行為

- (1) 相手が利害関係者以外の事業者等の場合は、上記①～⑧の行為は禁止されません。ただし、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けることは禁止されます。

判断のポイント

- 原因・理由の相当性（儀礼的な会合に招待されて職務として出席したものなどの事情が認められるか。）
- 県職員だけが利益供与を受けていないか。
- 利益供与の金額が高すぎないか。
- 利益供与を繰り返し受けしていないか。
- 現時点で利害関係がないとしても、過去に頻繁に契約の相手方となっているなど利害関係者に準ずる事業者等からの利益供与として、県民の疑惑や不信を招くおそれがある利益供与に当たらないかどうか。

- (2) 飲食物の料金等をその場に居合わせなかった者に支払わせること（つけ回し）は、禁止されます。

利害関係者との間における禁止行為（具体例・注意事項）

① 金銭、物品等の贈与を受けること

- せん別、祝儀、香典又は供花の贈与も禁止されます。

- 香典について

職員の親族の葬式に際し、職員の利害関係者が香典を持参してきた場合、職員が喪主であれば、基本的に職員に贈与されたものと考えます。

職員が喪主でなくとも、実質的に職員に対し、香典を出したと考えられる場合（喪主と利害関係者に全く関係がない場合など）には、職員への贈与とみなします。

- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ 広く一般に配布する宣伝用物品の贈与（カレンダー、タオル等）
 - ・ 多数の者が出席する立食パーティーにおける記念品の贈与

② 金銭の貸付を受けること

- 通常一般の利子を払う場合であっても禁止されます。
- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ 銀行業、貸付業などの事業者からの貸付（無利子又は利率が著しく低いものを除く。）

③ 無償で物品等の貸付を受けること

- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ 職務として利害関係者を訪問した際の、その利害関係者から提供される物品（文房具、電話、防護服等）などの使用

④ 無償でサービスの提供を受けること

- タクシーやハイヤーで送迎してもらうことなどが禁止されます。
- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ 他に交通機関がなく、利害関係者の自動車を利用するしかない場合における利用

⑤ 未公開株式を譲り受けること

- 有償・無償を問わず禁止されます。

⑥ 供応接待を受けること

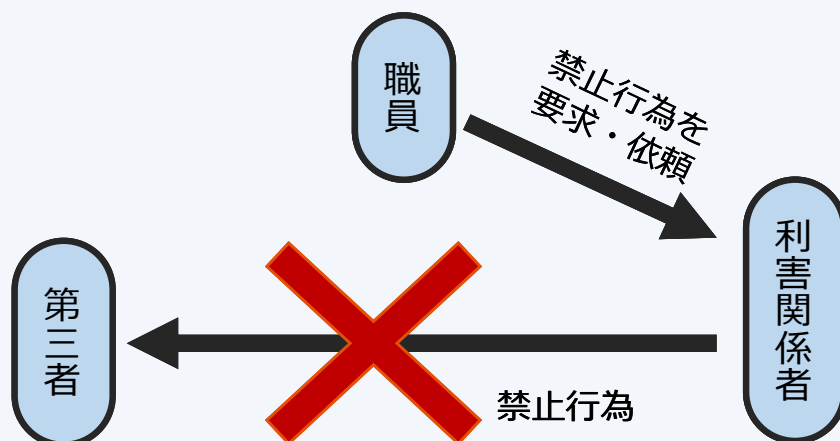
- 飲食のほか、スポーツ、映画の鑑賞等への招待を受けることが禁止されます。
- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ 会議その他の会合における茶菓の提供
 - ・ 多数の者が出席する立食パーティーで、県職員以外の者も無償である場合における飲食物の提供
 - ・ 会議における簡素な飲食物の提供

⑦ 遊技、ゴルフ、旅行をすること

- 自己の費用を負担する場合であっても、禁止されます。
 - ・ 麻雀やポーカーなどが遊技に該当します。
 - ・ ゴルフ以外のスポーツ（テニス、野球等）を共にすることは、禁止されません。
- 例外として、次のような場合は許容されます。
 - ・ ゴルフコンペに参加したところ、利害関係者がたまたま当該コンペに参加していた場合
 - ・ 公務で共に旅行をする場合

⑧ 第三者に対して禁止行為をさせること

- 利害関係者である事業者等に要求して、知人や家族に贈り物を届けさせる行為などが禁止されます。
 - ・ 広く一般に配布される宣伝用物品を提供させることなども禁止されます。



自己の費用を負担しての飲食

- (1) 職員が民間等との間で、職務遂行上必要な情報収集や意見交換等を行う際に飲食を伴うこともあることから、自己の費用を適正に負担して利害関係者と共に飲食することは禁止されません。



職員が自己の費用を負担した場合であっても、負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合（利害関係者が割り勘負けの場合）には、利害関係者から差額分の供応接待を受けたことになるので、注意が必要です。

自己の飲食に係る費用の確認に当たっては、「自己の負担額が不十分である場合、職員倫理規則に違反して懲戒処分の対象となること」を相手方に説明して理解を求めるとともに、領収書やレシートにより会食の総額を確認するなどして、参加人数に鑑みて真に適正な費用負担であることを確認してください。

飲食の状況によっては、千円単位での支払いとなることも想定されます。したがって、1円単位での厳密な割り勘までは求めないこととします。
具体的には、自己の費用が千円を超える場合は千円未満の端数切り捨てを、千円に満たない場合には百円未満の端数切り捨てを許容することとします。

※ **国家公務員倫理規程の運用の変更に準じたものです**

- (2) 職員（全職員が対象です。）は、利害関係者と共に飲食をする場合には、金額にかかわらず、事前に、倫理監督者に、利害関係者との飲食の届出書を提出する必要があります。

ただし、利害関係者との必要な情報交換を阻害されることを防止するとともに制度の実効性を確保するため、透明性が確保されているなど、利害関係者との不適切な関係につながるリスクの低い飲食は、届出の対象から除外します。

届出の対象から除外される利害関係者との飲食

- ① 県又は県に事務局を置く団体が主催する会合における飲食
例：県主催の講演会の後に行われる、県主催の懇親会における飲食
- ② 事業者等により構成される団体の社員総会等の会議又は講演会等の会合（職員が職務として出席するものに限る。）に付随して当該団体が主催する会合での飲食
例：業界団体の総会に引き続いて実施される当該団体主催の懇親会における飲食
- ③ 多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食
例：50人以上が出席する立食形式の懇親会における飲食
- ④ 勤務する時間内における飲食
例：出張中に利害関係者と共にする昼食
- ⑤ 公務員である利害関係者と共にする飲食
例：市町村職員との意見交換会における飲食
- ⑥ 私人的関係がある利害関係者と共にする飲食
例：学生時代の友人でもある利害関係者との飲食
- ⑦ 県の負担により利害関係者と共にする飲食
例：業界団体の賀詞交歓会に交際費を支出して出席する場合の飲食



事前届出ができない「やむを得ない事情」（利害関係者はいない見込みであったが実際にはいたなどの事情）がある場合は、事後において速やかに届出してください。

倫理保持阻害行為の禁止

倫理保持阻害行為として、次に掲げる行為は禁止されます。

- ① 他の職員が職員倫理規則に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取り、又は享受すること
(例) 他の職員が職員倫理規則に違反して利害関係者から受け取った菓子を、それと知りながらもらって食べる行為
- ② 自分又は他の職員が職員倫理条例、規則等に違反していると疑われる事実について、上司等に虚偽の申述をし、又は、隠蔽すること。
- ③ 自分が指揮監督する職員が職員倫理条例、規則等に違反していると疑われる事実について、黙認をすること。

報酬を受けて講演等を行う場合の規制

利害関係者からの依頼に応じ、報酬を受けて講演等（※）をしようとする場合に、あらかじめ倫理監督者の承認を得る必要がありますが、受託許可を受けた場合には、当該承認は不要です。

報酬を受けて講演等を行う場合には、受託許可を受けられるかを主管課に確認をしてください。

※講演等とは、次に掲げるものを指します。

- ① 講演、討論、講習等における指導等
- ② 著述、監修、編さん
- ③ ラジオ、テレビ番組への出演＜承認の要不要＞

＜承認の要不要＞

	報酬あり	報酬なし
利害関係者からの依頼の場合	必要 (受託許可を受けた場合は不要)	不要
利害関係者以外からの依頼の場合	不要	不要

報告制度（贈与等報告書）

管理職員等は、事業者等から1件5千円を超える贈与等又は講演等の報酬を受けたときは、任命権者に贈与等報告書を提出する必要があります。
事業者等との関係が適正であるかを、事後的に確認する制度です。

報告義務者

管理職員等に報告義務が課せられます。

管理職員等とは、次の職員を指します。

- ① 教育長及び公営企業管理者
- ② 管理職手当を受けている職員
- ③ 班長、出先機関の課長、支所長、係長など所属職員を指揮監督する職務を担っている職員

これらの職員は、職務に関する権限を有しており、事業者等からの働きかけを受けやすい立場にあるといえます。

報告内容

1件5千円を超える次のような贈与等・報酬が報告の対象となります。

- ① 贈与等
 - ・ 事業者等（利害関係者を除く。）から受けた金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待
 - ・ 利害関係者から禁止行為の例外として受けた宣伝用物品、立食パーティーでの飲食物や記念品の提供等
- ② 報酬
 - ・ 利害関係者である事業者等から支払いを受けた講演等の報酬
 - ・ 利害関係者以外の事業者等から支払われた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関するもの



受託許可を受けた場合、贈与等報告書の提出は不要です。

報告・閲覧

- ① 贈与等報告書は、四半期ごとに、翌四半期の初日から14日以内に提出してください。
- ② 1件につき2万円を超えるものは、贈与等報告書の閲覧の対象となります。

懲戒処分基準

倫理条例・倫理規則に違反した場合の懲戒処分の基準（知事部局等）

	違反行為	懲戒処分の種類			
		免職	停職	減給	戒告
1	各種報告書等を提出しないこと				○
2	虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出すること			○	○
3	利害関係者から { 金銭・物品の贈与を受けること 不動産の贈与を受けること 金銭の貸付けを受けること 無償で物品の貸付けを受けること 無償で不動産の貸付けを受けること 無償で役務の提供を受けること 未公開株式を譲り受けること 供応接待(飲食物の提供)を受けること 遊技・ゴルフの接待を受けること 海外旅行の接待を受けること 国内旅行の接待を受けること	○	○	○	○
4		○	○		
5				○	○
6				○	○
7			○	○	
8		○	○	○	○
9			○	○	
10				○	○
11				○	○
12			○	○	○
13				○	○
14	利害関係者と共に遊技・ゴルフをすること(接待以外)				○
15	利害関係者と共に旅行をすること(接待以外)				○
16	利害関係者をして第三者に対し3～15の違反行為をさせること	○	○	○	○
17	利害関係者ではない事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待・財産上の利益の供与を受けること			○	○
18	利害関係者につけ回しをすること	○	○	○	
19	利害関係者ではない事業者等につけ回しをすること			○	○
20	他の職員が倫理規則に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受すること	○	○	○	○
21	違反行為の疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠蔽すること		○	○	○
22	部下の違反行為の疑いのある事実を黙認すること		○	○	
23	利害関係者の負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合に、届け出ないこと				○
24	利害関係者の負担によらず、利害関係者と共に飲食をする場合に、虚偽の事項を届け出ること			○	○
25	承認を得ずに、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等を行うこと			○	○

※ この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分等が行われることがある。

相談

任命権者ごとに、職員の倫理保持に関し必要な指導や助言を行う倫理監督者を置き、この下に、相談窓口を設置します。次のような事項に悩んだ場合は、相談窓口にご相談ください。

- 相手方が利害関係者に該当するか分からない。
- 利害関係者との間で行う行為が禁止行為に当たるか分からない。

(知事部局相談窓口) 総務部 総務課 リスクマネジメント推進室 ☎043-223-4455

※知事以外の他の任命権者に属する職員については、各主管課にお問合せください。

千葉県職員倫理条例

（目的）

第一条 この条例は、職員が県民全体の奉仕者であってその職務は県民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第二条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員並びに教育長及び地方公営企業の管理者をいう。

2 この条例において「管理職員等」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）第八条の二第一項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員

三 千葉県企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年千葉県条例第二百二十六号）第三条の二及び千葉県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年千葉県条例第三号）第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員

四 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年千葉県条例第五十二号）第三条第一号及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年千葉県条例第五十号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

五 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が第二号又は第三号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

3 この条例において「部長級の職員」とは、次の各号に掲げる職員をいう。

一 教育長及び地方公営企業の管理者

二 職員の給与に関する条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

三 前各号に掲げるもののほか、その職務と責任が前号に掲げる職員に相当するものとして任命権者が定める職員

4 この条例において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第三条 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（公表）

第四条 知事は、毎年、任命権者からの報告に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、その概要を公表するものとする。

2 任命権者は、職員にこの条例又は次条第一項に規定する職員倫理規則若しくは同条第三項に規定する規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合は、公表することが適当でない特段の事情があると認めるときを除き、当該懲戒処分の概要を公表するものとする。

(職員倫理規則等)

第五条 知事は、第三条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下この条において「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 知事は、職員倫理規則の制定又は改廃に際しては、千葉県コンプライアンス委員会の意見を聴かなければならない。

3 知事以外の任命権者は、第三条に規定する倫理原則及び第一項に規定する職員倫理規則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規程を定めるものとする。

(贈与等の報告)

第六条 管理職員等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として任命権者が定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、任命権者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称又は氏名及び住所

四 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める事項

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（部長級の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

(株取引等の報告)

第七条 部長級の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（部長級の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

(所得等の報告)

第八条 部長級の職員（前年一年間を通じて部長級の職員であったものに限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、任命権者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

- 3 任命権者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを千葉県コンプライアンス委員会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した任命権者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして任命権者が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

（倫理監督者）

第十条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者一人を置くものとする。

- 2 倫理監督者は、職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

（秘密の保持）

第十一条 千葉県コンプライアンス委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第十一条及び附則第五項の規定 公布の日
 - 二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四項の規定 平成三十一年一月一日

（経過措置）

- 2 第六条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。
- 3 第七条の規定は、この条例の施行の日以後に行った株取引等について適用する。
- 4 第八条の規定は、平成三十一年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

千葉県職員倫理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県職員倫理条例（平成三十年千葉県条例第五十九号。第四条第三号及び第五条第一項第三号を除き、以下「条例」という。）第五条第一項の規定により職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者が定める管理職員等）

第二条 条例第二条第二項第五号の任命権者が定める職員は、次の各号に掲げる職にある職員その他知事が別に定める職員とする。

- 一 班長
- 二 出先機関の課長
- 三 支所長

（任命権者が定める部長級の職員）

第三条 条例第二条第三項第三号の任命権者が定める職員は、千葉県立保健医療大学の長とする。

（倫理行動規準）

第四条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる条例第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

（利害関係者）

第五条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として知事が別に定める者を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）第二条第一号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四号イに掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査、監査又は監察（法令又は条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び千葉県行政手続条例第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 五 行政指導（千葉県行政手続条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

- 六 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）として知事が別に定めるもの 当該事業を行っている事業者等
- 七 契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 八 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 任命権者を異にして異動した職員についての前項の規定の適用については、知事が別に定める。
- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第六条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第七条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（条例第十条第一項の倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

- 第八条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

- 第九条 職員は、他の職員の第六条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第六条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益その他これに相当するものとして知事が別に定める財産上の利益であることを知りながら、これらの利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- 2 職員は、千葉県コンプライアンス委員会、任命権者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員（条例第二条第一項に規定する職員をいう。）が条例、この規則若しくは条例第五条第三項に規定する規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。
 - 3 条例第二条第二項に規定する管理職員等は、その管理し、又は監督する職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

- 第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
- 一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - 二 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - 三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - 四 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき。
 - 五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき。
 - 六 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。
 - 七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

（講演等に関する規制）

- 第十一条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第六条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第十三条 条例第六条第一項の任命権者が定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬
- 2 条例第六条第一項第四号の任命権者が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 贈与等（条例第六条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容
 - 二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係
 - 三 条例第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
 - 四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
 - 五 条例第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

(報告書等の送付期限)

第十四条 条例第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十五条 条例第九条第二項に規定する贈与等報告書（条例第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、知事が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(知事の責務)

第十六条 知事は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書、条例第七条第一項に規定する株取引等報告書及び条例第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの千葉県コンプライアンス委員会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員が条例又はこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、職員の倫理感の涵（かん）養及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第十七条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの第七条第二項又は第十二条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和七年千葉県規則第二号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をした場合における倫理監督者への届出については、改正後の千葉県職員倫理規則（以下「新規則」という。）第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 職員は、施行日以後に自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をしようとする場合（新規則第十条各号に掲げる場合を除く。）には、施行日前においても、同条の規定の例により倫理監督者に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。